

## **[事案 24-108] 転換契約無効請求**

・平成 25 年 7 月 22 日 和解成立

### **<事案の概要>**

錯誤により既契約を一部契約転換したものであり、認識していた保障内容と異なるとして、一部契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 2 月、医療保障を充実させる目的で、契約 1（死亡保障：終身保険 1,600 万円）について、契約 2（死亡保障：終身保険 500 万円）を存続契約とし、残りの部分を契約 3（死亡保障：終身保険 10 万円、定期保険 1,240 万円）へ転換するという、契約分割による保険契約の一部転換を行った。平成 24 年 3 月ころ、契約 3 の内容を確認したところ、1,240 万円の死亡保障が 80 歳までの定期保険であって、認識していた内容（1,600 万円ぐらいの終身保険は維持すること）とは異なる保障内容であることに気がついた。医療保障を充実させたいニーズはあったものの、契約 1 の終身保険の保障金額を大幅に減額する意思はなかったことから、契約 3 の一部契約転換を無効にして、契約 1 に戻してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約 3 の定期保険特約の更新後の保障期間が 80 歳までとなることについて、提案書にもとづき説明を行い、口頭でも補足しており、このことは、「ご契約のしおり 一定款・約款」にも記載されている。
- (2) 一部契約転換（契約 3）は、入院 1 日目から給付金の支払いを受けたい等の申立人のニーズに合致するものであり、申立人は募集人の説明を受けて、理解したうえで契約 3 を締結した。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、契約 3 の保障内容が、自ら認識していた保障内容とは異なっていた旨主張していることから、錯誤（民法 95 条）にもとづく一部契約転換の無効であると判断する。

#### **2. 錯誤無効について**

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識にもとづいて契約を締結した場合であり（民法 95 条本文）、

契約を行う動機に錯誤がある場合には、その動機を表示していなければ錯誤による無効を主張できない。

- (2) 申立人は、5名の子供に対してお金を遺してあげるためにも、契約1の1,600万円の終身保障は存続させなければならない等と考えていたため、募集人から契約3の提案を受けて契約を締結した際も、契約1の終身保障は継続させたままで、その保障に加えて医療保障を充実させた契約3を締結したものと認識していた旨主張している。
- (3) 確かに、申立人の家族の事情を考えると、子供に1,600万円程度の保険を残したいと考えていたという申立人の主張には信すべき点があるが、この申立人の意図は契約の動機に留まることから、契約転換時にこの動機が表示されていなければならない。
- (4) この点で、申立人は募集人に対し、ニーズを告げたと主張しているが、保険会社から提出された「申込書」および「意向確認書」には、申立人の署名押印がなされ、申立人は「設計書」も受領していることから、申立人は、契約3の内容を認識し承諾したうえで、契約3に転換したことが推認される。
- (5) もし、申立人が動機を表示していたのであれば、募集人がこのような内容の提案をするとは考えられず、申立人においても、子供に残したいという強いニーズがあり、これを表示していたならば、それを確認するはずであったと思われることから、契約転換時に、申立人が動機を表示していたと認定することは困難であり、申立人の錯誤の主張は認められない。
- (6) 仮に申立人が、契約転換の際に「設計書」や「約款」といった契約書類を読まず錯誤に陥っていたとしても、「設計書」等を読めば、契約3の定期保険部分の保障が終身保障ではないことは、わずかな注意によって容易に知り得ることであり、これらの書類を読まなかったことは、申立人に重大な過失があると評価でき、民法95条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。

### 3. 和解案について

本件においては、①申立人は1,600万円の終身での死亡保障を存続させるニーズを持っていたにもかかわらず、契約3では80歳までの定期保険特約が締結されており、これは明らかに申立人のニーズには沿っていないこと、②本募集人は、申立人を12年ほど担当し、申立人以外の家族の保険契約も募集するのみならず、個人的にも近い関係にあって、申立人のニーズをよく把握できる立場にありながら、その把握が不十分であったこと、などの事情を踏まえると、本募集行為の内容が適切であったとは必ずしも言い切れない。